



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成23年10月25日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第71条第2項に基づき、川崎天然ガス発電所に係る法対象事後調査報告書（供用時）の写しの縦覧を次のとおり行います。

法対象事業の基本的事項	法対象事後調査実施者	神奈川県川崎市川崎区扇町12-1 川崎天然ガス発電株式会社 代表取締役社長 高山 拓哉		
	法対象事業の名称	川崎天然ガス発電所		
	法対象事業の種類	電気工作物の新設（法対象事業）		
	法対象事業を実施する区域	神奈川県川崎市川崎区扇町12-1 区域面積：約61,600㎡		
	法対象事業の目的	特定規模電気事業者等への電気の供給を目的とした発電所の建設		
	法対象事業の内容	発電方式	ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）	
		発電出力	847,400kW（1号機423,700kW、2号機423,700kW； 気温5℃、発電端出力）	
		発電所敷地面積	約61,600㎡	
発電用燃料		天然ガス（パイプラインにより供給）		
法対象事後調査の項目等	緑			
法対象環境影響評価の 手続経過	平成14年 5月17日 法対象条例環境影響評価方法書公告 平成14年 9月17日 法対象条例環境影響評価方法審査書公告 平成17年 2月 8日 法対象条例環境影響評価準備書公告 平成17年 4月22日 法対象条例環境影響評価見解書公告 平成17年 7月19日 法対象条例環境影響評価審査書公告 平成17年12月20日 法対象条例環境影響評価書公告			
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成23年10月25日（火）から 平成23年11月24日（木）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記事後調査報告書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm		
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所田島支所及び本庁（環境局環境評価室）		
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の法対象事後調査報告書に記載された内容が法対象条例環境影響評価書に記載された内容又は法対象事業の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを法対象事後調査実施者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成23年11月24日（木） （郵送の場合は、11月24日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、法対象事業の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。		
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156		